

2008年日本政府年次報告(案)
「民間職業仲介事業所に関する条約」(第181号)
(2005年6月1日～2008年5月31日)

1. 質問Ⅰについて

前回までの報告に、以下の法令を追加する。

○船員職業安定法(1948年法律第130号)

○労働契約法(2007年法律第128号)

2. 質問Ⅱについて

[第1条関係]

前回の報告に変更又は追加すべき事項はない。

[第2条関係]

前回の報告に変更又は追加すべき事項はない。

[第3条関係]

前回までの報告に以下の記述を追加する。

船員派遣事業については許可制がとられており、同事業を行おうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない(船員職業安定法第55条)。

なお、船員派遣事業に係る許可の有効期間については、新規許可が3年、更新が5年とされている(船員職業安定法第60条)。

[第4条関係]

前回の報告に変更又は追加すべき事項はない。

[第5条関係]

前回の報告に変更又は追加すべき事項はない。

[第6条関係]

前回までの報告に以下の記述を追加する。

船員派遣元事業主は、その業務に関し、船員の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で船員の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならないこととされている(船員職業安定法第65条で準用する同法第19条)。

また、船員派遣元事業主は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならず、当該事業の業務に従事する者でなくなった後においても同様であることとされている(船員職業安定法第104条)。

[第7条関係]

前回の報告に変更又は追加すべき事項はない。

[第8条関係]

第1項関係

前回の報告を以下のとおり改める。

「職業紹介事業においては、虚偽広告や虚偽条件呈示による職業紹介等は罰則をもって禁止され(職業安定法第65条第9号)」を「職業紹介事業においては、虚偽広告や虚偽条件呈示による職業紹介等は罰則をもって禁止され(職業安定法第65条第8号)」に改める。

第2項関係

前回の報告に変更又は追加すべき事項はない。

[第9条関係]

前回の報告に変更又は追加すべき事項はない。

[第10条関係]

前回までの報告に以下の記述を追加する。

船員派遣事業については、国土交通大臣は、船員職業安定法を施行するために必要な限度において、船員派遣事業を行う事業主若しくは当該事業主から船員派遣の役務の提供を受ける者に対し、必要な事項を報告させ、又は帳簿書類の提出を求めることができることとされているほか、所属の職員に、船員派遣事業を行う事業主若しくは当該事業主から船員派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとされている(船員職業安定法第102条)

また、船員派遣をする事業主若しくは船員派遣の役務の提供を受ける者が同法等の規定に違反する事実がある場合においては、当該派遣就業に係る派遣船員は、国土交通大臣に対し、その事実を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができることとされているほか、国土交通大臣は、当該申告があったときは、必要な調査を行い、その申告の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならないこととされている(船員職業安定法第100条)。

[第11条及び第12条関係]

前回の報告を以下のとおり改める。

「児童手当法附則が改正され(平成16年4月1日より適用)、支給対象年齢を義務教育就学前(6歳到達後最初の3月)から、小学校第3学年修了前(9歳到達後最初の3月)まで延長することとなった。」を「児童手当法が改正され(平成18年4月1日より適用)、支給対象年齢を小学校第3学年修了前(9歳到達後最初の3月)から、小学校修了前(12歳到達後最初の3月)まで延長し、また、所得制限を緩和し、支給率の引き上げを行った。さらに、児童手当法が改正され(平成19年4月1日より適用)、3歳未満の第1子、第2子の支給額の倍増を行った。」に改める。

また、別紙2について添付のとおり改める。

[第13条関係]

第1項関係

前回の報告を以下のとおり改める。

「また、第9次雇用対策基本計画において、公共職業安定機関と民間の労働力需給調整機関が、必要な連携、協力をを行う旨盛り込まれているところである。」を「また、雇用政策基本方針において、公共職業安定所と民間の労働力需給調整機関が、それぞれの特性を十分活かしつつ、その機能を十分発揮できるようにするとともに、官民相まった適正な需給調整機能の充実等により、外部労働市場の整備を図る旨盛り込まれているところである。」に改める。

第3項関係

前回までの報告に以下の記述を追加する。

船員派遣元事業主は、毎事業年度経過後3月以内に船員派遣事業を行う事業所ごとの当該船員派遣に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならないこととされており、同報告書には、船員派遣事業を行う事業所ごとの当該船員派遣事業に係る派遣船員の数、船員派遣の役務の提供を受けた者の数、船員派遣に関する料金の額その他船員派遣に関する事項を記載しなければならないこととされている(船員職業安定法第64条)。

(2)2005年条約勧告適用専門家委員会の直接要請について

(i)関連法令

本報告に関する法令につき、別紙1のとおり追加する。

(ii)就業への機会及び取扱い均等促進

職業紹介事業者が職業紹介において差別を行わないことを確実にするための措置については、職業安定法第3条において職業紹介について差別を禁止しており、また、職業紹介事業者に対して指導及び助言を行っていることをもって実行されている。

(iii)最も不利な立場にある労働者への特別のサービスや特定した事業計画

2005年次の報告以降、新たに把握した情報はない。

(参考:2005年次の報告内容)

職業紹介等に関する差別的取扱いを禁止した職業安定法第3条の規定は「求職活動において最も不利な立場にある労働者を支援するために職業紹介事業者が特別のサービスを提供し又は対象を特定した事業計画を実施すること」を妨げていないが、職業紹介事業者が実施しているそのような内容の事業計画の詳細は把握していない。

(iv)職業紹介事業者による求職者からの手数料徴収規制に関する例外の承認

2005年次の報告以降、変更はない。

(参考:2005年次の報告内容)

現在の我が国の求職者からの手数料徴収については、手数料を求職者から徴収することが求職者の利益のために必要であると認められる場合で厚生労働省令で定めるときに限り、例外的に求職者からの手数料の徴収を認めることとされている(職業安定法第32条の3第2項)。具体的には、芸能家及びモデル並びに年収700万円超の科学技術者、経営管理者及び熟練技能者について認められているほか、当分の間、芸能家、家政婦、配せん人、調理士、モデル及びマネキンについて求職受付手数料を徴収するときに認められている。

なお、上記例外が設けられている理由は、次のとおりである。

① 求職者が特別の能力を最大限発揮し、高水準の対価を得られる雇用機会を確保するた

めには自ら手数料を負担することが効果的な場合もあると考えられる分野である芸能家及びモデル。

- ② 求職者が自ら手数料を負担することにより、自己の特性や能力に合致した特別の求人開拓等のサービスの提供を受けやすくなり、より高水準の対価を得られる雇用機会を確保することができる場合もあると考えられ、かつ、給与水準が高く交渉力も十分にあると考えられる年収700万円超の科学技術者、経営管理者及び熟練技能者
- ③ 職業紹介事業の運営の実情を踏まえ、手数料徴収を直ちに禁止した場合に混乱が生じることが予想され、その結果円滑な求人確保や職業紹介の維持が困難となり、求職者の就業機会を確保できなくなるおそれがあるため、経過的措置として、条件整備ができるまでの間、従前の手数料制度(求職受付手数料の徴収)を維持することが適当と考えられる分野である芸能家、家政婦、配せん人、調理士、モデル及びマネキン。

協議を行ったのは以下の団体である。

(使用者団体) 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会

(v) 申告に対する調査手続き及び機構

2007年度における職業紹介事業に関する厚生労働大臣に対する申告は、11件であり、例えば、労働条件等の明示や、手数料等に係るものであった。

3. 質問Ⅲについて

前回までの報告に以下の記述を追加する。

船員派遣事業に関する法令及び行政規則等の適用は、国土交通省に委任されている。これらの法令等に基づく指導監督等の事務の運営は国土交通省海事局が所管しており、国土交通省の地方支分部局である地方運輸局が、船員派遣事業に対する指導監督等の業務を行っている(国土交通省設置法第4条、第35条)。

4. 質問Ⅳについて

前回の報告に変更又は追加すべき事項はない。

5. 質問Ⅴについて

前回の報告を以下のとおり改める。

2006年度の事業報告によると、許可を受けた職業紹介事業者の新規求職申込件数は1,987,808件であった。また、2006年度には、職業安定法違反等に対して、606件の文書指導を行った。

2006年度の事業報告によると、派遣労働者数(登録者数を含む。)は3,210,468人であり、常用換算派遣労働者数は1,518,188人であった。また、2006年度には、労働者派遣法違反等に対して、6,281件の文書指導を行った。

また、前回までの報告に以下の記述を追加する。

2006年度の事業報告によると、派遣船員として雇用されている船員の一日あたりの平均数は1,311人であり、派遣された船員の一日の平均数は615人であった。また、船員職業安定法

違反の事例はない。

6. 質問VIについて

本報告の写を送付した代表的労使団体は、以下のとおりである。

(使用者団体) 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働者組合総連合会

○船員職業安定法(1948年法律第130号)(抄)

(求職者の個人情報の取扱い)

第十九条 地方運輸局長は、その業務に関し、求職者の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たつては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 地方運輸局長は、求職者の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

(船員派遣事業の許可)

第五十五条 国土交通大臣の許可を受けた者は、船員派遣事業を行うことができる。

2~5 (略)

(許可の有効期間等)

第六十条 第五十五条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とする。

2 前項に規定する許可の有効期間(当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときには、当該更新を受けた許可の有効期間)の満了後引き続き当該許可に係る船員派遣事業を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

3 (略)

4 第二項の規定によりその更新を受けた場合における第五十五条第一項の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年とする。

5 (略)

(事業報告等)

第六十四条 船員派遣元事業主は、国土交通省令で定めるところにより、船員派遣事業を行う事業所ごとの当該船員派遣事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、国土交通省令で定めるところにより、船員派遣事業を行う事業所ごとの当該船員派遣事業に係る派遣船員の数、船員派遣の役務の提供を受けた者の数、船員派遣に関する料金の額その他船員派遣に関する事項を記載しなければならない。

3 (略)

(準用規定)

第六十五条 第十九条及び第二十一条の規定は、船員派遣元事業主が船員派遣事業を行う場合について準用する。(以下略)

(国土交通大臣に対する申告)

第一百条 無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者又は船員派遣をする事業主若しくは船員派遣の役務の提供を受ける者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、当該無料船員職業紹介事業者に求職の申込みをした求職者、当該募集に応じた船員、当該無料船員労務供給事業者から供給される船員又は当該派遣就業に係る派遣船員は、国土交通大臣に対し、その事実を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による申告があつたときは、必要な調査を行い、その申告の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

(報告及び検査)

第百二条 国土交通大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、船員職業紹介事業、船員の募集若しくは船員労務供給事業を行う者又は船員派遣事業を行う事業主若しくは当該事業主から船員派遣の役務の提供を受ける者に対し、必要な事項を報告させ、又は帳簿書類の提出を求めることができる。

2 国土交通大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、船員職業紹介事業、船員の募集若しくは船員労務供給事業を行う者又は船員派遣事業を行う事業主若しくは当該事業主から船員派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 (略)

(秘密の厳守)

第百四条 無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者及び船員派遣元事業主(以下この条において「無料船員職業紹介事業者等」という。)並びに無料船員職業紹介事業者等の業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人情報を其他国土交通省令で定める者に関する情報を、みだりに他人に知らせてはならない。無料船員職業紹介事業者等及び無料船員職業紹介事業者等の業務に従事する者でなくなつた後においても、同様とする。

○国土交通省設置法(1999年法律第100号)(抄)

(所掌事務)

第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九十六 (略)

九十八 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること。

九十九～百二十八 (略)

(地方運輸局)

第三十五条 地方運輸局は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第五号、第十五号(油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものを除く。)、第十七号から第十九号まで、第二十一号から第二十三号まで、第四十六号(自動車車庫に係るものに限る。)、第七十二号から第七十四号まで、第七十五号(航空・鉄道事故調査委員会の所掌に属するものを除く。)、第七十六号から第九十三号まで、第九十五号から第百号まで、第百十四号、第百十六号及び第百二十八号に掲げる事務を分掌する。

2 (略)

ILO第181号条約第11条及び第12条に関する国内措置

第11条	派遣元事業主の責任の根拠法	派遣先の責任の根拠法
(a) 結社の自由	・憲法(第28条) ・労働組合法 〔第3条:労働者の定義〕 (第7条:不当労働行為)	
(b) 団体交渉	・憲法(第28条) ・労働組合法 (第7条:不当労働行為)	
(c) 最低賃金	・最低賃金法 〔第2条:労働者及び使用者の定義〕 (第4条:最低賃金の効力) (第13条:派遣中の労働者の地域別最低賃金) (第18条:派遣中の労働者の特定最低賃金)	
(d) 労働時間その他の労働条件	<p>・労働基準法を適用 〔第9条:労働者の定義〕 〔第10条:使用者の定義〕 (第3条:均等待遇) (第5条:強制労働の禁止) (第13条～第23条:労働契約) (第24条～第27条:賃金) (第37条:時間外、休日及び深夜の割増賃金) (第39条:年次有給休暇) 等</p> <p>・労働契約法 〔第2条:労働者及び使用者の定義〕</p> <p>・船員法の一部を適用 (船員職業安定法第89条による)</p> <p>(第6条:労働基準法第3条、第4条 及び第5条の適用)</p> <p>(第32条:労働条件の明示) (第33条:賠償予定の禁止) (第34条:貯蓄金の管理等) (第35条:相殺の制限) (第44条の2:解雇制限) (第44条の3:解雇の预告) (第45条:失業手当) (第46条:雇止め手当) (第47条:送還) (第48条:送還の費用) (第49条:送還手当) (第53条、第54条、第56条 :給料その他の報酬の支払方法) (第58条:歩合による報酬) (第58条の2:報酬支払簿) (第63条:補償休日手当) (第66条:割増手当) (第74条:有給休暇の付与) (第78条:有給休暇中の報酬) (第85条第1項、第3項:年少船員の就業制限) (第97条:就業規則の作成及び届出) (第98条:就業規則の作成の手続) (第111条:報告事項) (第113条:就業規則等の公示) (第116条:付加金の支払)</p>	<p>・労働基準法の一部を適用 (労働者派遣法第44条第1項、第2項による) (第3条:均等待遇) (第5条:強制労働の禁止) (第7条:公民権行使の保障) (第32条～第32条の3、第32条の4第1項～第3項、第33条:労働時間) (第34条:休憩) (第35条:休日) (第36条:時間外及び休日労働) (第40条:労働時間及び休憩の特例) 等</p> <p>・船員法の一部を適用 (船員職業安定法第89条による)</p> <p>(第62条:補償休日) (第64条の2、第65条:時間外及び補償休日の労働) (第65条の2第2項:労働時間の限度) (第67条第2項:記録簿の備置き) (第80条:食料の支給) (第85条第2項:年少船員の就業制限) (第86条:年少船員の夜間労働の禁止)</p>

(e) 法令上の社会保障給付	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険法 〔第4条～第6条：被保険者の定義、適用事業等〕 ・健康保険法 〔第13条から第16条、19条：強制適用被保険者、任意包括加入等〕 ・国民健康保険法（＊） 〔第5条、第6条、第13条、第19条：被保険者、国民健康保険組合等〕 ・厚生年金保険法 〔第6条～第12条：適用事業所等〕 ・国民年金法（＊） 〔第7条：被保険者の資格〕 ・児童手当法（＊） (第4条：支給要件) ・確定給付企業年金法 〔第2条第2項：定義〕 〔第3条：確定給付企業年金の実施〕 ・確定拠出年金法 〔第2条第4項：定義〕 〔第3条：規約の承認〕 〔第62条：個人型年金加入者〕 ・船員保険法 (第1条：保険の内容) (第17条：被保険者たる者) (第60条：被保険者及び船舶所有者による保険料の負担) (第61条：船舶所有者の保険料納付義務) ・船員職業安定法 (第94条：厚生年金保険法等の適用に関する特例) 	
(f) 訓練を受ける機会	<ul style="list-style-type: none"> ・職業能力開発促進法 〔第2条：労働者の定義〕 (第4条：関係者の責務) (第8条～第10条の2：多様な職業能力開発の機会の確保) ・派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針 	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣先事業主が講ずべき措置に関する指針

	<p>[第2-8:教育訓練の機会の確保] ・船員職業安定法 (第69条:派遣船員等の福祉の増進)</p>	<p>[第2-9:教育訓練に係る便宜]]</p>
(g) 職業上の安全及び健康	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法 [第2条:労働者及び事業者の定義] (派遣中の労働者に係る一般的な健康管理等に属する事務) ・労働契約法 (第5条:安全配慮義務) ・船員法の一部を適用 (船員職業安定法第89条による) (第81条第1項:安全及び衛生) (第83条:健康証明書) ・船員災害防止活動の促進に関する法律の一部を適用(船員職業安定法第90条による) (第3条:船舶所有者の責務) (第10条:総括安全衛生担当者) (第11条:安全衛生委員会) (第12条:団体安全衛生委員会) (第13条:船員の意見を聞くための措置) (第14条:安全衛生教育の体制の整備) 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法の一部を適用 (労働者派遣法第45条による) (職場における労働者の安全衛生の管理に関する部分) ・船員法の一部を適用 (船員職業安定法第89条による) (第81条第1項～第3項:安全及び衛生) (第82条:医師) (第82条の2:衛生管理者) ・船員災害防止活動の促進に関する法律の一部を適用(船員職業安定法第90条による) (第3条:船舶所有者の責務) (第10条:総括安全衛生担当者) (第11条:安全衛生委員会) (第12条:団体安全衛生委員会) (第13条:船員の意見を聞くための措置) (第14条:安全衛生教育の体制の整備) (第16条:安全衛生改善計画の作成等) (第18条:安全衛生改善計画の遵守)
(h) 職業上の災害又は疾病の場合における補償	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者災害補償保険法 [第3条:適用事業の範囲] ・船員保険法 (第1条:保険の内容) 	

(i) 支払い不能の場合における補償及び労働者債権の保護	<p>・賃金の支払の確保等に関する法律 [第2条:労働者の定義] (第3条、第5条:保全措置) (第7条:立替払)等</p>	
(j) 母性保護及び母性給付並びに父母であることに対する保護 及び給付	<p>〈母性保護〉 ・労働基準法 (第65条:産前産後)</p> <p>・男女雇用機会均等法 (第9条第3項、第11条第1項、第12条、第13条第1項:妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)</p> <p>・船員法の一部を適用 (船員職業安定法第89条による)</p> <p>(第87条第2項:妊娠婦の就業制限)</p> <p>〈母性給付〉 ・健康保険法 (第50条:出産育児一時金、出産手当金) (第59条の4:配偶者出産育児一時</p>	<p>〈母性保護〉 ・労働基準法 (第64条の3:妊娠婦等に係る危険有害業務の就業制限) (第66条:妊娠婦の労働時間等の制限) (第67条:育児時間) (第68条:生理休暇)</p> <p>・男女雇用機会均等法の一部を適用 (労働者派遣法第47条の2による) (第9条第3項、第11条第1項、第12条、第13条第1項:妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)</p> <p>・船員法の一部を適用 (船員職業安定法第89条による)</p> <p>(第87条第1項、第3項、第88条:妊娠婦の就業制限) (第88条の2の2第2項、第88条の3第1項及び第3項 :妊娠婦の労働時間及び休日の特例) (第88条の4:妊娠婦の夜間労働の制限) (第88条の6:妊娠婦以外の女子船員の就業制限) (第88条の7:生理日における就業制限)</p>

	<p>金)等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法(＊) (第58条:出産育児一時金) ・船員保険法 (第32条:出産育児一時金、出産手当金) (第33条:家族出産育児一時金) <p>〈父母であることに対する保護〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法 [第2条:定義] (第5条:育児休業の申し出) (第6条:育児休業申出があつた場合における事業主の義務等) (第16条の2:深夜業の制限) (第16条の3:子の看護休暇の申出があつた場合における事業主の義務等) (第17条:時間外労働の制限) (第19条:深夜業の制限) (第23条:勤務時間の短縮等の措置) (第26条:労働者の配置に関する配慮) ・健康保険法 (第71条ノ3ノ2:育児休業期間中の保険料免除) <p>〈父母であることに対する給付〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険法 (第61条の4:育児休業基本給付金) (第61条の5:育児休業者職場復帰給付金) ・船員保険法 (第36条:育児休業基本給付金) (第37条:育児休業者職場復帰給付金)
--	---

(*)は事業主負担がないもの